

三木市下水道事業経営検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年6月30日

三木市長 仲 田 一 彦

三木市下水道事業経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三木市下水道事業の健全な運営を確保するため、三木市下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 下水道事業の経営戦略に関すること。
- (2) 下水道使用料の改定に関すること。
- (3) その他下水道事業の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に規定する提言を終えたときまでとする。

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

5 会長は、委員について、会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。この場合において、オンラインによる方法で出席する委員は、この要綱の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。（庶務）

第7条 委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する提言を終えた日をもって、その効力を失う。